

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人東京聖新会 特別養護老人ホームフローラ田無（以下「事業所」という。）が開設する指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 法人の概要

法人	社会福祉法人 東京聖新会
所在地	〒188-0013 東京都西東京市向台町2丁目16番22号
代表者	理事長 新井 浅浩
設立年月日	平成11年4月1日
電話番号	042-468-2311

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	フローラ田無 短期入所生活介護
指定番号	1373900248
所在地	〒188-0013 東京都西東京市向台町2丁目16番22号
施設長	増山 和子
開設年月日	平成11年4月1日
電話番号	042-468-5133
FAX番号	042-468-5288
定員	4名

(2) 設備の概要

居室	2人部屋（2室）
食堂	利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
浴室	一般浴槽、特殊浴槽
洗面設備	各居室に設けます。
便所	各居室に設けます。
医務室	利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
その他	機能訓練室、面談室、介護職員室、看護職員室、厨房、洗濯室、汚物処理室、介護材料室

(3) 事業所の職員体制（併設特養人員含む）

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
嘱託医	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	2名
介護職員	介護業務	15名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	3名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
介護支援専門員	施設サービス計画の作成・実施	1名以上
その他の職員		必要数

4 サービスの概要

(1) 短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて必要な介護を行います。

(2) 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

- ・適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
- ・適切な方法により、排せつについて必要な援助を行います。
- ・パット等使用する利用者は適切に取り替えます。
- ・離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- ・常時2人以上の介護職員を介護に従事させます。
- ・利用者の負担により、職員以外の者による介護を受けさせることはありません。

(3) 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。

朝食 7:30～ 補水 10:00～ 昼食 12:00～ おやつ 15:00～ 夕食 18:00～

(4) 健康管理

看護職員により常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

(5) 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(6) その他サービス

・レクリエーション活動

利用者又は代理人の希望により、レクリエーションに参加していただくことができます。

・理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

5 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。

(1) 基本部分

※表は1単位10.83円です。

		単位数/日	費用額/日 (10割)	利用者負担額/日		
				1割	2割	3割
併設型 短期入所生活介護費 (Ⅱ) (多床室)	要支援1	451単位	約 4,884円	約 488円	約 976円	約 1,465円
	要支援2	561単位	約 6,075円	約 607円	約 1,215円	約 1,822円
	要介護1	603単位	約 6,530円	約 653円	約 1,306円	約 1,959円
	要介護2	672単位	約 7,277円	約 727円	約 1,455円	約 2,184円
	要介護3	745単位	約 8,068円	約 807円	約 1,614円	約 2,421円
	要介護4	815単位	約 8,826円	約 883円	約 1,765円	約 2,648円
	要介護5	884単位	約 9,573円	約 958円	約 1,915円	約 2,872円

(2) 加算

※要件を満たす場合には、上記の基本部分に料金が加算されます。

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。

また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

※表は1単位10.83円です。

【加算名】		単位数	費用額 〈10 割〉	利用者負担額		
				1 割	2 割	3 割
①夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13 単位/日	約 140 円	約 14 円	約 28 円	約 42 円
②若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	約 1,299 円	約 130 円	約 260 円	約 390 円
③利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184 単位/片道	約 1,992 円	約 200 円	約 399 円	約 598 円
④緊急短期入所受入加算		90 単位/日	約 974 円	約 98 円	約 195 円	約 293 円
⑤療養食加算		8 単位/回	約 86 円	約 9 円	約 18 円	約 26 円
⑥生産性向上推進体制加算	(Ⅱ)	10 単位/月	約 108 円	約 11 円	約 22 円	約 33 円
⑦サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22 単位/日	約 238 円	約 24 円	約 48 円	約 72 円
⑧介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	1 月につき所定単位数の 14.0%加算				

① 夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

② 若年性認知症利用者受入加算 (対象者のみ)

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

③ 利用者に対して送迎を行う場合 (対象者のみ)

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

④ 緊急短期入所受入加算（対象者のみ）

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑤ 療養食加算（対象者のみ）

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

⑥ 生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

⑦ サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

⑧ 介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用

・ 1 日当たり 2,000円

（朝 400円、11時飲み物 50円、昼 700円、おやつ 150円 夕 700円）

※入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。

② 滞在に要する費用

基本料金 1 日当たり 915円

③ 送迎に要する費用

片道当たり約200円（利用者負担 1 割の場合）

④ 電気使用料

1 日あたり テレビ 26円 電気毛布 30円 あんか 10円

④ 理美容代

実費（利用料と共に請求させていただきます。）

⑤ レクリエーションの参加費

1 回150円（書道、臨床美術、調理レク、手芸） ※無料のレクもございます。

(4) キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・ 利用前日17時までに利用中止のご連絡を頂いた場合 … 無料

・ 上記時間までご連絡いただけなかった場合 … 1 日利用料の50%

ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

(日額)

対象者		区分 利用者 負担	居住費	食費
			多床室	
生活保護受給の方		段階1	0円	300円
世帯全員が	市町村民税非課税の老年福祉年金受給の方			
	市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下の方	段階2	430円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円超120万円以下	段階3 ①	430円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円超	段階3 ②	430円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税		段階4	915円	2,000円

6 利用料金のお支払方法

利用料は、1月ごとに計算し、翌月の10日までに請求いたしますので、請求された月の20日までに、下記口座にお振り込みをお願いします。

(1)りそな銀行 田無支店 普通 3651641 (福)東京聖新会 理事長 新井浅浩

※振り込み手数料は利用者、身元引受人のご負担になります。

(2)田無向台郵便局 00120-4-546132 フローラ田無

※お近くの郵便局にてお振込みいただけます。振り込み手数料は利用者、身元引受人のご負担になります。

7 サービスの中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し退所していただく場合があります。

- (1)利用者が途中退所を強く希望した場合
- (2)入所時健康チェックに問題があった場合
- (3)利用中に体調が悪くなった場合
- (4)怪我、体調不良等で入院になった場合
- (5)他利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

8 サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

利用者又は身元引受人は、利用日までに体調の変化があった際には事業所にご一報ください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 職員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ② 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ③ 職員に対する贈物や飲食のもてなし
- ④ 職員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑤ その他決められた以外の物の持ち込み

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、身元引受人または緊急連絡先に連絡します。その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。受診付き添いについては身元引受人または緊急連絡先に指定された方の対応になります。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元引受人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。受診の付き添いについては身元引受人、緊急連絡先に指定された方の対応になります。

<緊急連絡先>

①フリガナ 名前		続柄	住所	電話番号
②フリガナ 名前		続柄	住所	電話番号

<主治医>

病院名	
医師名	
電話番号	

11 見守り機器の導入について

当施設では、ご利用者様の安全を第一に考慮する為、見守り機器を全居室に設置しております。プライバシーには十分に配慮して機器を使用しますので、ご了承願います。

12 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して職員の人権意識や知識の向上に努め
利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、
職員教育を行います。

14 苦情相談窓口

東京聖新会が提供しているサービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応します。

【東京聖新会第三者委員会】

井藤 紫朗（民生委員）	042-462-8780	東京都西東京市向台町4-7-1
田中 雅美（地域高齢者）	050-1134-0056	東京都西東京市向台町4-13-35
小海 邦江（民生委員）	042-478-5747	東京都西東京市向台町4-13-14

その他、短期入所に関する相談、要望、苦情は下記までお申し出下さい。

フローラ田無短期入所生活介護 担当 近藤奈美・松元理江

042-468-5133 （受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）

令和 年 月 日

指定短期入所生活介護サービスの開始に当たり、利用者及び身元引受人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業所>

所在地 東京都西東京市向台町2丁目16番22号

事業所名 フローラ田無 短期入所生活介護

管理者名 施設長 増山 和子 印

説明者 職種 氏名 印

私は、利用契約書及び本書面により、事業所から指定短期入所生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者（契約者）>

住所

氏名 印

<身元引受人>

住所

氏名 印 （続柄 ）

電話番号